

株式会社トーカン定款

平成 6年12月21日改定
平成10年12月21日改定
平成11年12月24日改定
平成13年12月21日改定
平成14年12月20日改定
平成15年12月19日改定
平成16年12月20日改定
平成17年12月21日改定
平成18年12月20日改定
平成21年12月16日改定
平成29年11月10日改定

目 次

第 1 章 総則	
第 1 条 商号	1
第 2 条 目的	1
第 3 条 本店の所在地	1
第 4 条 機関	1
第 5 条 公告方法	2
第 2 章 株式	
第 6 条 発行可能株式総数	2
第 7 条 単元株式数	2
第 8 条 単元未満株式数についての権利	2
第 9 条 株主名簿管理人	2
第 10 条 株式取扱規則	2
第 3 章 株主総会	
第 11 条 招集の時期	3
第 12 条 定時株主総会の基準日	3
第 13 条 招集権者及び議長	3
第 14 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供	3
第 15 条 決議の方法	3
第 16 条 議決権の代理行使	3
第 4 章 取締役及び取締役会	
第 17 条 員数	4
第 18 条 選任方法	4
第 19 条 任期	4
第 20 条 代表取締役	4
第 21 条 取締役会の招集権者及び議長	4
第 22 条 取締役会の招集通知	4
第 23 条 取締役の決議の省略	4
第 24 条 取締役会規程	4
第 25 条 報酬等	5
第 26 条 取締役の責任免除	5
第 5 章 監査役及び監査役会	
第 27 条 員数	5
第 28 条 選任方法	5
第 29 条 任期	5
第 30 条 常勤の監査役	5
第 31 条 監査役会の招集通知	5

第 3 2 条	監査役会規程	6
第 3 3 条	報酬等	6
第 3 4 条	監査役の責任免除	6

第 6 章 計算

第 3 5 条	事業年度	6
第 3 6 条	剰余金の配当等の決定機関	6
第 3 7 条	剰余金の配当の基準日	6
第 3 8 条	配当金の除斥期間	7

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社トークンと称し、英文では、TOKAN CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の商品に関する販売業及び輸出入業
 - (1) 農畜産物・水産物
 - (2) 食料品・飲料品
 - (3) 日用雑貨品
 - (4) 酒類・米・たばこ・塩
 - (5) 医薬品
 - (6) 食品加工用機械器具
 - (7) 陳列用具及び包装用品
- 2 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造
- 3 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 4 情報処理及び提供サービス業
- 5 共同配送受託業務
- 6 倉庫業
- 7 貨物利用運送事業
- 8 不動産賃貸業
- 9 コンビニエンスストアの経営
- 10 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

定款

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,580万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式数についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役

定款

会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、

定款

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

定款

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第7条の変更は、平成30年1月1日（以下、「効力発生日」という。）から効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除されるものとする。